

交通対策特別委員会の中間報告

本委員会は、令和元年第3回定例会において設置され、以来、前期における交通対策特別委員会での成果を踏まえながら、高速鉄道3号線と沿線のまちづくり、福岡都市圏における公共交通及び都心部（副都心及びウォーターフロント地区を含む）における道路交通の円滑化について調査を続けてきた。

調査の経過及び集約された意見は次のとおりである。

なお、付託を受けた案件については、いずれもまだ多くの課題が残されているため、今後も積極的に調査・検討を進めていく必要がある。

1. 高速鉄道3号線と沿線のまちづくりについて

高速鉄道3号線については、開業区間の現状と延伸事業の進捗状況等について調査を行った。開業区間については、令和元年度までは輸送人員が着実に増加してきたが、2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により大幅な減少となっており、感染対策に配慮しつつ、引き続き利用促進に努めるとの報告を受けた。延伸事業については、令和5年3月の開業に向け、安全を最優先に土木工事、軌道工事、駅建築・設備工事及び車両製作等を推進しており、土木工事については、中間駅（仮称）西・東工区は3年7月に竣工していること、博多駅（仮称）工区では、ナトム区間のトンネル構築やアンダーピニング区間の駅舎部構築が完了し、現在、既存施設への接続工事などを実施していること、あわせて延伸全区間の軌道敷設が完了し、櫛田神社前駅及び博多駅において、地上出入口上屋の建築工事等を実施するとともに、車両製作については延伸事業に伴う2編成の搬入が完了し、各種試験を実施しているとの報告を受けた。また、延伸区間開業後の料金制度に関して、延伸による空港線への接続に伴い、従来、七隈線と空港線の結節点がなかったことから特例として実施してきた天神駅と天神南駅間の改札外乗継制度を廃止し、博多駅での乗継ぎの場合に、通算の乗車距離に応じた料金とした上で、料金負担が増加する区間については、経過措置として負担緩和策を実施するとの報告を受けた。さらに、今後の取組として、安全を最優先に着実に工事等を推進していくこと、駅デザイン等の検討や開業に向けた気運醸成に取り組むとの報告を受けた。

沿線のまちづくりについては、「3号線沿線まちづくり方針」に沿った取組状況について調査を行った。そのうち、橋本地区においては、駅周辺において交通結節機能の強化と合わせて面的なまちづくりを推進することとしており、橋本駅と商業施設を結

ぶ歩行者連絡橋や都市計画道路戸切通線及び暫定の駅前広場を整備したこと、現在施行中の橋本駅前土地区画整理事業に係る工事については令和3年度中の着手に向けて作業を進めているとの報告を受けた。また、これまでの取組の結果、沿線の居住人口は全体として堅調に伸び、まちづくりについて一定の成果が見えてきたとの報告を受けた。

高速鉄道3号線と沿線のまちづくりについては、安全を最優先とした延伸事業の推進等について調査するとともに、周辺地域の住民との協議を踏まえ、市民への情報発信や利便性の向上に留意しながら、総合的な調査・検討を進めていく必要がある。

2. 福岡都市圏における公共交通について

高速鉄道2号線と西鉄貝塚線との直通運転については、路線の概況及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響等について調査を行った。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、利用者数が感染拡大前より約2割低い水準が継続するなど、鉄道事業は依然として厳しい状況であり、将来的な直通運転化を視野に入れながら、利便性向上策などの検討に取り組んでいくとの報告を受けた。

生活交通のあり方については、「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」に基づく施策などについて調査を行った。バス路線の休廃止対策については、代替交通の運行経費に補助を行うこと、不便地対策については、地域での調査、検討経費や交通事業者が実施する試行運行の経費に補助を行っていること、生活交通確保支援については、地域と交通事業者間の調整などの活動支援を行っているとの報告を受けた。新型コロナウイルス感染拡大に伴う路線バス等への影響については、感染拡大前の令和元年度と比べ、令和3年10月時点でバス、タクシーともに約7割の利用にとどまっているとの報告を受けた。また、今後、持続可能な取組の一つとして展開の可能性があるオンデマンド交通について、まずは運行内容の工夫等による試験的な運行を視野に検討を進めるとの報告を受けた。

高速鉄道2号線と西鉄貝塚線との直通運転については、多くの沿線住民が要望する長年の重要課題であり、将来的な直通運転化を視野に入れながら、利便性向上策について調査・検討を進める必要がある。また、生活交通のあり方については、多様な交通手段の特性等を踏まえながら、地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保に向けた取組について、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

3. 都心部（副都心及びウォーターフロント地区を含む）における道路交通の円滑化に

ついて

交通混雑対策については、都心拠点間の交通ネットワーク強化、拠点中心部への流入抑制、道路ネットワークの強化及び公共交通の利用促進について調査を行った。新型コロナウイルス感染症に伴う交通への影響については、公共交通の輸送人員の推移、公共交通における感染症対策、都心部における自動車交通量の推移について報告を受けた。全市的な取組については、パーク・アンド・ライド、バス路線の幹線・フィーダー化の取組状況について報告を受けた。都心部における取組については、フリンジパーキングの実証実験の利用状況、附置義務駐車場条例の特例制度の運用、都心循環BRTの運行状況などについて報告を受けた。

交通混雑対策については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会状況の変化などを注視しながら、都心部における道路交通混雑の緩和や都心拠点間の交通ネットワークの強化を図るための施策などについて、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。